

令和7年度 事業計画書

社会福祉法人 熊本市社会福祉協議会

基本方針

人口減少・少子高齢化社会の到来と超高齢化社会の進行など、福祉を取り巻く環境は大きく変化し、市民の福祉課題は、ますます複雑化・多様化しています。

また、深刻化する福祉人材の確保、近年相次ぐ大規模災害への対応など、熊本市社会福祉協議会(以下「市社協」という。)が地域社会において果たすべき役割は多岐にわたります。

このような中、多くの課題解決を図ることを目指し、「第5次地域福祉計画・地域福祉活動計画(以下「第5次計画」という。)を策定しました。

その第5次計画を確実に遂行するため、市社協が策定した「中期経営計画(令和7～9年度)」の経営理念である地域福祉を推進する中核的な団体として、民間の機動力を生かし「だれもが安心して暮らせる地域づくり」を目指すため、部門ごとに推進目標を定め計画に基づき取り組んでまいります。

重点目標

1 法人経営部門

市社協が策定する中期経営計画の経営理念、基本方針に沿った運営を行うため、人材確保・育成を図り、組織体制の強化に努めてまいります。

また、財源の確保のため、正会員、個人賛助会員及び法人賛助会員の増強を図る仕組みづくりに取り組んでまいります。

更に、行政とのパートナーシップを構築するとともに、各種事業の見える化を進めるため、多様な媒体を活用した情報発信を通じて、本会の認知度の向上を図ってまいります。

2 施設・介護サービス部門

養護老人ホームの経営は、これまで経費削減等、あらゆる経営努力を行ってまいりましたが、赤字決算の状況が続いており、今後は外部の経営コンサルタントによる経営診断を実施し、その結果に基づき運営方針を決定してまいります。

次に介護保険事業（訪問介護事業・居宅介護支援事業・認定調査事務受託事業）については、3部門一体的な事業運営を推進するとともに、効率的な組織体制を構築し安定した収入確保に努めます。

更に、訪問介護事業部門については、養護老人ホーム同様経営診断を実施し、今後の運営方針についても検討してまいります。

3 地域福祉推進部門

地域住民が主体的に地域課題に関わり、多様な世代が共に支え合い、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。

そのため、①住民参加型の仕組みづくりと人材育成、②ふれあい・いきいきサロンや見守り活動の推進、③ボランティア活動の活性化、④災害時の支援体制強化、⑤地域住民のニーズに応じた相談支援体制の強化、⑥地域資源の活用と連携の推進、⑦第5次地域福祉活動計画に基づいた事業の実施、⑧校区社協の活動支援を重点的に実施します。特に、若年層の参画促進や、地域と学校・企業との連携強化を図り、持続可能な地域福祉活動の実現を目指します。

4 生活支援推進部門

近年、様々な困りごとを抱える方からのご相談において、既存の制度・サービスだけでは解決できない複合的・複雑化した課題を抱える世帯が増加しています。

このような状況を踏まえ、市社協では総合相談窓口として、常に生活支援の視点を持ち、法人内における横断的な支援体制を強化するとともに、関係機関との更なる連携を構築し、相談者の方々に寄り添った支援ができるよう、総合相談体制の強化に努めていきます。

部門別事業推進項目

1 法人経営部門

(1) 理念に基づく計画的な経営

- ① 使命、理念、基本方針の明文化と周知 【全課】
全職員が中期経営計画による市社協の使命・基本理念、基本方針を意識し業務に取り組む体制づくりを進めます。
- ② 法令遵守の徹底 【総務課】
コンプライアンスに関する管理体制を確立するため、個人情報保護規程の見直しを進めるとともに、情報システム管理運用規程の制定に向け取り組んでまいります。
- ③ 健全な計画のための財政管理 【全課】
管理職会議による財政状況の共有、電子決裁及び勤怠管理システム導入を検討することで業務効率化を図り、あわせて所属長による管理体制を強化し時間外勤務の削減にもつなげていきます。
- ④ 適切な経理事務の遂行、不正防止 【全課】
管理職による内部けん制の体制整備を行うとともに、公認会計士や税理士による外部けん制を活用し透明性の確保に努めます。
- ⑤ 事業継続計画(BCP)の運用 【全課】
令和6年度に策定したBCP計画に基づき、随時評価・検証を行い全職員に対し計画の周知と定期的な訓練の実施に努めます。

(2) 人材確保・育成・定着支援

- ① 職員の確保・育成・定着支援 【総務課】
業務及び部署ごとの業務量を精査し定数管理を構築するとともに、65歳定年制の導入、及び70歳までの就業機会の確保に努めます。
また、人材育成の一つに、無資格職員への社会福祉主事任用資格の取得促進を図り、スキルアップの向上に努めます。
- ② 人事労務管理制度の構築 【総務課】
法改正に基づく各種規程・要綱等の整備を随時行います。
また、メンタルヘルスに関する対策として、ストレスチェックの実施や相談窓口の設置等を検討していきます。

(3) 財源確保

- ① 多様な財源の確保・活用 【総務課】
補助事業や委託事業に係る必要経費の要求について、行政と継続して協議を行っていきます。
また、既存事業の見直しを図るとともに、収益事業の拡大に努めます。

(4) 正会員・賛助会員制度

- ① 個人賛助会員の増強 【総務課】
地域住民に対する社協活動への理解を促進するため、動画やリーフレットの活用など広報による情報発信を強化していきます。
また、利便性を考慮したオンラインによる会費納入システムの導入に向け検討していきます。
- ② 正会員及び法人賛助会員制度の整備 【総務課】
個人賛助会員の増強策と同様、企業及び団体に対し、会費使途がわかりやすいチラシ・リーフレットの作成を行うとともに、会員特典の導入に向け検討していきます。

(5) 行政とのパートナーシップ

- ① 社協の事業・活動への理解促進とソーシャルアクションの強化 【総務課】
中期経営計画をはじめ各計画を踏まえた中長期的な指針について、行政との意識共有を進めます。
また、事業や取り組みの見える化を進め、市社協の活動が適切に理解されるような手法を検討していきます。
- ② 行政各課との連携推進 【全課】
部署を跨いだ行政各課との定期的な会議の場を設定することで、法人全体の現状と課題を共有し、予算要求や人員確保、行政との連携が円滑になるよう調整を図ります。

(6) 広報活動と情報の発信

- ① 社協の事業・活動等の発信 【総務課】
多様な媒体を活用した情報発信、職員の広報スキル向上のため広報に係る研修会への参加、更にパンフレットや紹介動画の制作を検討していきます。

2 施設・介護サービス部門

(1) 経営基盤の強化

① 養護老人ホームの経営

経営の健全化は、措置入所者の動向により左右される養護老人ホームにあつて関係機関との連携により措置入所者確保に努め、収支の改善を図り黒字化を目指します。

また、熊本市高齢者福祉計画・介護保険事業計画を踏まえ、今後の養護老人ホームの在り方について具体的な検討を行うため、外部の経営コンサルタントによる経営診断を実施します。

② 介護保険事業所の経営

全ての事業において、利用者の状況や受託件数等をきめ細やかに分析し、適宜、新たな収入の確保に向けた取組みを推進することで収入の安定確保を目指します。

また、訪問介護事業においては、今後の事業運営についても検証を行い効率的な事業運営を図ります。

ア 訪問介護事業

介護・障害併せて支援を必要とされる依頼を受け入れるとともに、効率的な事業運営に努めます。

また、感染対策を徹底しながら、利用者の支援に努めます。

イ 居宅介護支援事業

月々の目標件数を確保するとともに、関係機関との連携やスキルアップに努めます。

ウ 認定調査事務受託事業

月々の調査件数を確保するとともに、スキルアップに努め正確な調査票の作成に努めます。

3 地域福祉推進部門

(1) 住民主体の福祉活動を推進する組織づくり

- ① 地域住民が主体的に地域課題に関わり、解決に向けて協働できる仕組みを構築します。民生委員・児童委員をはじめ、地域活動の担い手を増やし、その活動を持続可能なものとするとともに、行政機関、民間企業、NPO など、地域に関わる様々な主体との連携を深め、地域資源を最大限に活用します。地域福祉活動に関わる人材の育成を支援し、ボランティア活動の活性化を図ることで、人材育成とボランティア活動の促進にも力を入れていきます。

ア 事業アイデアコンテストの実施 【地域福祉推進班】

新たな地域福祉課題に対して、大学生の感性やアイデアにより新たな地域福祉活動をコンテスト方式で企画提案してもらい、共に実現に向けて取り組みます。事業を通じて、大学生の地域福祉活動への関心と理解を深め、参画する意欲を高め、新たな担い手となることを目的としております。

また、大学及び学生に対して、本会の存在、役割、魅力をPRする機会となり、人材確保の効果も期待しています。

イ 学生ボランティアの育成・強化 【地域福祉推進班・区事務所】

高校や大学等の学校と連携を図り、新たな地域福祉活動の担い手として育成を図り、高齢者サロンや子育てサークル等での活動の機会を提供し、多世代間交流へと繋げていきます。

ウ 子育てサークルへの支援 【地域福祉推進班・区事務所】

サークル自らが主体的に活動できるよう環境を整え、持続可能な活動へと繋げることを目的とし、サークル運営のノウハウの提供、人材育成、地域との連携支援などを通じてサークルがより効果的に子育て支援活動を行えるようサポートを行います。

エ ふれあいランチ給食サービス事業 【地域福祉推進班・区事務所】

新型コロナの影響を受け事業の休止状態が続く校区も多いことから、事業再開に向けた相談・支援に取り組み、地域における見守りネットワークの充実に向けて、校区社協の見守り活動の一環として実施している在宅高齢者への給食サービスを推進します。

オ 命のバトンの配布 【地域福祉推進班・区事務所】

校区社協の見守り活動の一環である「命のバトン」の配布を通して、校区社協活動の重層的な支援をサポートしていきます。

カ 民生委員・児童委員への活動支援 【地域福祉推進班・区事務所】
熊本市、熊本市民生委員児童委員協議会との三者間で課題を共有、定期的に会議を開催しながら課題解決に向けて取り組みます。

特に、一斉改選の年度であることから、区民生委員児童委員協議会とともに新任委員の支援に努め、本会で行う事業への協力体制づくりや民生委員・児童委員と社協の連携による地域づくりを推進します。

キ 孤独・孤立対策の推進 【地域福祉推進班】
孤独・孤立問題に対して、関係機関と連携した支援体制の構築や広く市民に広報啓発等を行い、孤独・孤立の解消に努めます。

ク 福祉施設等送迎運転者安全運転講習会 【地域福祉推進班】
熊本市老人福祉施設協議会等と連携強化を図りながら、福祉施設職員の交通事故リスクの軽減を図り、安全な環境を構築します。

ケ 子ども食堂支援団体との連携強化 【地域福祉推進班・区事務所】
子ども食堂支援団体に対して、多様な相談支援機関等へのネットワーク構築の支援を行います。

(2) 住民主体による活動の推進

① ふれあい・いきいきサロン等の居場所づくりや見守り活動の推進

地域住民が主体的に参加し、多様な世代が気軽に集える「ふれあい・いきいきサロン」などの居場所づくりを推進します。地域活動の担い手育成や、関係機関との連携強化により、持続可能な地域社会の実現を目指します。

また、高齢者や子育て中の親など、誰もが安心して暮らせるよう、見守り活動の充実にも力を入れていきます。

ア ふれあい・いきいきサロン事業(受託事業) 【地域福祉推進班・区事務所】
より身近な地域での交流の場の確保、様々な世代の地域住民の交流を促進するため、「ふれあい・いきいきサロン」活動を積極的に支援すると共に、実態の把握と特徴的なサロン活動の紹介等情報発信や知識の普及啓発、活動団体の育成・支援を図りつつ、新たなサロンのあり方を模索し提案へとつなげていきます。

イ eスポーツ推進事業 【地域福祉推進班・区事務所】
eスポーツは認知症予防の効果や、多世代間の交流、新たな趣味や興味の発見が期待されているため、各サロンで取り組みができるようサポート体制を整え、参加者の健康増進や地域交流がより活発になるよう支援していきます。

② 地域ボランティアの発掘・育成及びボランティアグループへの活動支援

地域ボランティア活動の活性化に向けて、若年層を含む多様な人材の確保と育成、地域ニーズに合った活動の展開、そして行政や学校、企業など様々な主体との連携を推進します。特に、スマートフォンアプリを活用し、若年層の参加を促す取り組みを強化することで、地域福祉活動の活性化に貢献します。

また、ボランティア活動に必要な知識やスキルを習得できる機会を創出し、安心して活動できる環境を整えることで、持続可能なボランティア活動を推進していきます。

ア ボランティアセンター広報活動強化 【ボランティアセンター】

市社協広報誌にボランティアセンターの情報を掲載し情報提供を行います。

また、ホームページやボランティア情報紙を個人登録者(団体)・関係機関等へ積極的に情報発信に取り組みます。

イ 熊本市ボランティア連絡協議会への支援 【ボランティアセンター】

市民の自発的な社会参加の促進に努める事を目的に、熊本市のボランティア団体で構成される協議会の運営支援に取り組みます。

また、団体間の情報交換・交流の促進に努め情報発信に努めます。

ウ くまもと市民ボランティア週間事業 【ボランティアセンター】

熊本市では、毎年11月をボランティア週間と定めていることから、様々な団体及び関係機関と連携し、ボランティア活動の啓発・普及を図ります。

エ 安全なボランティア活動の推進 【ボランティアセンター・区事務所】

安心してボランティア活動に取り組める環境整備として、ボランティア活動保険及び行事用保険の普及を図りボランティアの活性化に努めます。

オ 高校生ワークキャンプ事業 【ボランティアセンター・区事務所】

次世代を担う高校生を対象に、福祉施設等でのふれあい交流や日頃できない体験を通して、福祉及びボランティア活動への理解と関心を深める機会として開催します。

カ ボランティア育成事業 【ボランティアセンター】

市民活動及びボランティア活動に関心のある市民向けの講座を開催し、人材の発掘・育成に努め、地域福祉活動へ結びつけるマッチング機能の強化を図ります。

また、医療・福祉施設等での連携の構築に取り組みます。

③ 福祉教育の推進

誰もがいきいきと暮らせる共生社会の実現に向け、学校、地域、関係機関が連携し、体験学習を中心とした多様な福祉教育プログラムを実施することで、子どもから大人までが福祉への理解を深め、ボランティア活動など地域福祉活動に参画できる人材の育成を推進します。

ア ジュニアヘルパー養成事業(受託事業) 【地域福祉推進班・区事務所】

高齢者の見守りや地域活動を通じた交流を目的とした「ジュニアヘルパー養成事業」をさらに推進するため、関係団体への事業の周知及び十分な理解の促進に努めます。

また、地域の中で相互交流できるよう、環境整備を行なっていきます。

イ ふくし出前講座 【ボランティアセンター・区事務所】

学校、福祉施設、病院、企業等からの福祉に関する相談依頼に対し、地域や福祉関係団体等と連携協働を図りながら、関係機関及び職員が講師となり、啓発・学習・体験など様々な福祉教育に取り組みます。

ウ 福祉教育プログラムの推進 【ボランティアセンター・区事務所】

地域共生社会の実現に向け、学校、地域、関係機関と連携し、「共に生きる力」を育むことをテーマとした、福祉教育の推進に取り組みます。

エ 福祉教育推進プラットフォームの構築・強化 【ボランティアセンター】

学校、福祉施設、関係機関、当事者の参画した福祉教育の協同実践を継続していきます。

また、福祉教育に携わる多くの関係者の協議、対話の場、具体的な実践交流を行い構築の強化に取り組みます。

④ 災害ボランティアセンターの設置に向けた体制整備

平常時から関係機関との連携を強化し、災害発生時の円滑な運営体制を構築します。具体的には、校区社協、地域団体、市、県社協、そして大学や地域団体との連携を深め、協働で防災訓練の実施および、情報共有を図ります。

また、災害ボランティアセンターの運営に必要な人材の育成にも力を入れることで、地域住民による支援力と受援力の向上に努めます。

ア 避難行動要支援者支援事業(受託事業) 【地域福祉推進班・区事務所】

「避難行動要支援者制度」に基づき所管課と協議しながら、平常時の見守り体制の充実と災害時における迅速な対応が可能となるよう、地域における避難行動要支援者の支援体制の構築に努めます。所管課をはじめとする関係部局、また、関係機関や地域住民との協働により、個別避難計画の作成を支援していきます。

イ 災害ボランティアセンター設置マニュアル改訂 【ボランティアセンター】

災害ボランティアセンター設置運営について、関係機関と情報共有を行い、事業継続計画のもと検討し充実を図っていきます。

- ウ 災害ボランティア研修会 【ボランティアセンター】
災害発生時に円滑なボランティアセンター運営を展開するため、平常時から訓練及び研修を実施し備えます。関係機関との連携を強化し、地域全体の防災力を高めていきます。
- エ 災害時相互応援協定先との連携及び新規締結先の拡充 【ボランティアセンター】
災害時相互応援協定にもとづき、災害時の連携について継続的に協議を重ね平常時から連携及び体制の構築を図ります。また、締結先の拡充に取り組みます。
- オ 地域団体、関係機関との連携 【ボランティアセンター】
行政をはじめ県社協・NPO・災害支援経験のある団体等との情報共有を図り連携の体制づくりを図っていきます。
- カ 防災士資格の取得 【ボランティアセンター】
職員の災害対応力のスキルアップを図り、地域の防災・減災活動への貢献及び組織全体の活性化に努めます。

(3) 個別支援と地域づくりの一体的な展開

- ① コミュニティソーシャルワーカーの育成と強化
地域住民一人ひとりの多様化するニーズにきめ細かく対応するため、相談支援体制を強化し、地域住民同士の支え合いを促進することで地域福祉力を高めるとともに、関係機関との連携を密にし、地域課題解決に向けたコーディネート機能を強化することで、より効果的な支援体制を構築し、住みよい地域社会の実現を目指します。
- ② 地域の多様な団体との連携・協働による社会資源の開発(企業・大学等との連携)
地域住民の「思い」を繋ぎ、企業や大学などの社会資源を最大限に活用することで、次世代の担い手を育成し、新たな地域福祉活動を創出します。
特に、学生ボランティアの育成や、地域福祉推進シンポジウムの開催を通じて、地域と学生の協働を促進し、地域福祉活動への関心を高めます。
さらに、校区社協と連携し、地域課題解決に向けて、あらゆる関係者が参加できる「連携・協働の場」を構築します。

(4) 地域福祉計画・地域福祉活動計画

- ① 地域福祉計画への参画と地域福祉活動計画の策定・推進
地域住民の意見を反映させながら、地域住民同士のつながりを深め、多様な世代が地域活動に参加できるような環境づくりを目指します。
また、地域における支え合い体制を強化し、行政や関係団体と連携することで、誰もが安心して暮らせる地域社会の実現を目指します。
特に、高齢化や孤立化といった複雑化する課題に対しては、多機関連携による支援体制を構築し、誰一人取り残さないような地域づくりを推進します。

さらに、計画の効果検証を定期的に行い、時代の変化に対応した事業展開を進めることで、持続可能な地域福祉の実現を目指します。

② 校区社協行動計画の策定・推進

各校区社会福祉協議会が、地域住民や関係機関と連携し、地域の実情に合った活動計画の見直しを行い、住民ニーズに基づいた活動を実施することで、地域福祉の課題解決に向けて主体的に取り組むことを支援し、地域団体の活動を活性化することで、住民主体の地域福祉活動を推進します。

ア 校区社協との連携強化及び校区社協行動計画策定・推進

【地域福祉推進班・区事務所】

住民主体の「支え合い活動」に取り組む校区社協との連携強化に向けて、熊本市校区社協連絡協議会と協働のもと、ブロック会議や研修等を通して校区社協と市社協の顔が見える関係性を構築し、福祉課題の把握に努めます。

また、校区社協が課題解決に向け主体的に行動する「校区社協行動計画」の全校区社協での策定推進を支援し、住民が「我が事」として捉え、地域生活課題把握と解決に向けて取り組む体制づくりを推進します。

4 生活支援推進部門

(1) 包括的な相談と支援

地域住民から寄せられる相談に対して、断らず受け止める総合相談の役割を意識し、制度やサービス利用に繋げることを目的とするのではなく、困りごとの先にある潜在的課題やニーズに目を向けた相談対応ができるよう職員の資質向上を目指します。

① 生活福祉資金貸付事業(受託事業)

② 福祉金庫貸付事業(補助事業)

【総合相談・貸付班・区事務所】

昨今の物価高騰の影響等により経済的な課題を抱える生活困窮者からの相談に対して、生活福祉資金・福祉金庫貸付事業を活用し、世帯の自立更生を図ります。

また、県社協及び生活困窮者自立相談支援機関と連携し、コロナ特例貸付の償還に困難な課題を抱える世帯に対するフォローアップ支援に取り組みます。

③ あんしん包括相談事業(自主事業)

【総合相談・貸付班・区事務所】

身近に相談できる相手がない・相談先が分からない等の理由で、悩みを一人で抱える方に対し、地域の孤独・孤立プラットフォームの支援団体等と連携・協働しながら、相談窓口で待つだけではなく、積極的にアウトリーチを実施し、相談機能の充実に努めます。

- ④ 緊急一時援護事業(自主事業) 【総合相談・貸付班・区事務所】
緊急に援護を必要とする行旅者へ旅費等の金銭を給付し、その援護を図ります。
また、困窮状態にある世帯に対し、制度・サービスへのつなぎとして一時的に食糧を提供することで世帯の自立を支援します。地域において低所得世帯やひとり親世帯等を中心に支援を行う子ども食堂に対し食材等の提供を行い、地域の社会資源の把握と連携強化に努めます。

(2) 相談支援業務のマネジメント

複雑な課題を抱えた相談者や継続的に支援が必要な方に対し、組織として支援方針と対応方法が提案できるよう、職員間で相談内容を共有し、さらに専門職相談等を活用できるように努めます。

(3) 地域における多機関協働の推進

複合的な課題を抱えている、関わりに拒否的である等、支援が困難な事例について、地域の相談支援機関やサービス事業所、社会福祉法人・福祉施設等と密に連携を図り、支援方針や役割分担を協議しながら、きめ細やかな個別支援に取り組みます。

① 住宅確保要配慮者支援事業(自主事業)・地域居住支援事業(受託事業)

【総合相談・貸付班】

住まいを失うおそれがある者や住み替えが必要な住宅確保要配慮者(高齢者、障がい者、生活困窮者等)からの相談に対し、公営住宅窓口や居住支援法人との連携のもと住居確保に関する支援を行います。

また、生活保護行政や生活困窮者自立相談支援事業その他の関係機関と連携し、生活に課題を抱える方への支援実施に取り組みます。

② ひとり親家庭高等職業訓練促進資金貸付事業(補助事業) 【総合相談・貸付班】

ひとり親家庭の親に対して、就職に有利な資格を取得し、その資格を活かした就業を行い自立の促進を図るため、入学準備金・就職準備金の貸付を活用した支援を行います。

また、就労による自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親家庭の親に対して、関係機関と協力しながら住宅支援資金の貸付を行うことで、住居の確保及び自立の促進を図ります。

(4) 権利擁護支援の体制整備

日常生活自立支援事業や成年後見制度、住宅確保要配慮者支援事業の連携を強化し、生活課題や判断能力に不安がある方々への切れ目ない支援を実施します。

また、入院・入所・賃貸住宅入居時の支援、死後事務等の課題解決の仕組みづくりを検討し、対象となる住民が地域でその人らしく生活を送るための意思決定や自立生活を支える権利擁護支援の体制構築に取り組みます。

① 住宅確保要配慮者支援事業《再掲》

住宅確保要配慮者(高齢者、障がい者、生活困窮者等)に対して、賃貸住宅契約時に求められる保証を実施することで、入居時から退去時までの包括的・継続的な支援を行います。

また、退去時に関する居室の原状回復保証や死後事務等の充実を目指した仕組みの構築に取り組みます。

② 日常生活自立支援事業(補助事業) 【権利擁護班・区事務所】

本人が住み慣れた場所で自立した生活を継続することができるように、本所担当職員と区事務所における専門員・生活支援員相互の連携を強化し、サービスを提供するとともに、複合的な課題を抱える利用者に対し、他部署や関係機関とも連携を図りながら課題解決に向けた支援を行います。

また、本人の契約能力や利用意思をふまえ、支援を必要としている人へ適切にサービスを提供できるような事業運営に努めます。

③ 法人後見事業(補助事業) 【権利擁護班】

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者等の判断能力が不十分な方々が安心して地域で生活できるように、法人後見による後見人等の受任を進めます。

また、法人後見事業の実施にあたっては、市民後見人養成講座の修了者を積極的に登用し、地域福祉と連動した後見業務の展開に努めます。

④ 市民後見人養成事業(受託事業) 【権利擁護班・区事務所】

成年後見制度の新たな担い手である市民後見人を養成し、市民ならではの後見活動を推進することで、地域共生社会の実現に寄与します。

また、これまでの養成・支援活動の評価を行い熊本市や熊本市成年後見支援センター等とともに市民後見人をバックアップする仕組みの確立に努め、養成講座修了者で本会法人後見事業の法人後見協力員や日常生活自立支援事業の生活支援員等の補助業務を通じて、引き続き人材の育成を図り市民後見人への移行を促進します。

⑤ 熊本市成年後見支援センター運営事業(受託事業)

地域における権利擁護支援の連携・対応強化の推進役である中核機関として、熊本市成年後見制度利用促進協議会の事務局を担います。第二期熊本市成年後見制度利用促進計画に基づき、高齢や障害分野などの専門職団体や関係機関と連携を図り、権利擁護の視点における地域づくりを推進するほか、成年後見制度が適切に利用されるよう、成年後見制度に関する「周知・啓発」「相談窓口」「成年後見制度の利用促進」「親族後見人等の支援」について各種事業を実施していきます。

ア 成年後見制度の周知・啓発

ホームページやリーフレットの活用、出前講座の開催等により、周知をすすめます。また、市民や関係機関等、対象に応じた普及啓発活動を進めます。

イ 権利擁護に関する相談対応・相談機能の強化

相談窓口専用電話を設置し、認知症高齢者及び知的障害者、精神障害者、その他の判断能力が十分でない方、又はその親族及びその生活を支援する方々からの成年後見制度の利用に関する相談に応じます。

また、一次相談窓口との役割分担を整理し、各センター職員の育成とスキルの標準化を図り、円滑な業務実施のための連携の在り方等についての検討に努めます。

ウ 成年後見制度の利用促進

専門職との連携により、受任者調整会議を開催し、本人の課題抽出や支援方針の検討や課題解決に適した成年後見人等候補者の職種の検討を行います。

また、市民後見人に係る制度等について広く周知するとともに、市民後見人のサポート体制や養成機関の短縮に向けて、家庭裁判所や熊本市との検討を進めます。併せて、法人後見活動を行う法人の確保に向けた取り組みを進めます。

エ 親族後見人等の支援

親族の成年後見人等として活動又は活動を予定している市民を対象に日常的な相談支援を行います。

また、親族による申立てや後見実務を支援するため、研修会等を開催します。